

生活心得

校訓である「誠実」を踏まえ、常日頃から「生活心得」やマナーを守り、時と場に適した身なりや心構えを培うことを通して、夢の実現に必要な社会性を身につけることが大切である。

I 登下校について

- 1 通学は徒歩とする。
- 2 定められた時刻までに登校し、登校後は無断で外出しない。
- 3 欠席、遅刻、早退等の場合は、保護者が電話または中学生生活の連絡欄等で届け出る。
- 4 通学用カバン、セカンドバッグは学校指定のもの（部で指定されたものは可とするが、保管・管理は顧問の指示に従うこと）とし、シール・アクセサリー等をつけない。
- 5 通学ぐつは体育に適した白のくつひもつき運動ぐつとする。
- 6 手袋、マフラー（ネックウォーマーも可）の着用については、学校が指定した期間（原則として12月～3月）とする。手袋、マフラー（ネックウォーマーも可）について、色は華美でないものとする。
- 7 下校時刻を正しく守る。一般下校について、平日の終了時刻は16時10分。

【部活動の下校時刻】

期 間			完全下校時刻
4月1日	～	9月30日	17:30
10月1日	～	3月31日	17:00

- 8 登下校途中の交通事故に気をつけ、寄り道をしない。（買い食い、飲食は厳禁）

II 身なりについて

※ 令和6年度より衣替え廃止。なお、節目の式や行事等においては、その季節に適した制服を指定することがある。（令和6年4月26日文書 配付済み）

目安として、夏服、冬服とする。

1 制服（学校指定のものを着用する。）

（1） 上 … 学生服、セーラー服白線3本（襟、胸、袖口）、
ブレザー、ポロシャツ（長袖、半袖）、半袖開襟シャツ

※ ブレザーを着用するものは、必ず尾錠もつける。

※ ポロシャツは、白色の無地でワンポイント等は不可。胸元にボタンが2～3個ついた襟のあるシャツとする。ポロシャツ、半袖開襟シャツは中に入れる。

※ 肌着を必ず着用する。袖の折り返し（袖をまくる）不可。

- (2) 下 … スラックス、黒長ズボン（ノータック標準のみ）、スカート

※ スカートの丈は、直立姿勢で膝裏が隠れる程度とする。

2 ソックス、靴について

- (1) ソックス…黒、紺、グレー、白の無地（ワンポイント不可）

通学用のものとし、ルーズソックス、くるぶしソックス等は禁止。

- (2) 靴 …全体が白を基調とした運動用のひも靴。（色が入っているものは不可）

3 ベルトは黒または紺とし、幅の極端に細いものや飾りのついたもの等は禁止。

4 名札は必ず着用する。

5 頭髪について、清潔にし、以下の規定を守る。

- (1) 前 …目にかからない。後…肩より長いときは結ぶ。

- (2) 髪型 …中学生らしい奇異でない髪型とする。

- (3) その他

・加工（ツーブロック、一部分を極端に短くする、前髪を斜めに切る等）、

技工（整髪料：ワックス等、染髪、脱染色、パーマ等）をしない。

・ヘアピンやゴムは使用してもよいが必要最小限の個数とする。

（色：黒、紺、茶のみ。また、ヘアピンは5 cm以下のものとする。スリーピンなどは不可）

・結ぶ位置は耳の上部より下で、1カ所、または2カ所で結ぶ。

（編み込みは禁止）

・眉も加工しない。

6 ファッションに関する自己の趣味・関心を学校に持ち込まない。（アクセサリ類はつけない）

7 防寒着

- (1) 学生服、セーラー服のみ、下にトレーナーとジャージの着用を可とする。

（トレーナーの色は、白、黒、紺、グレーの無地でワンポイント程度はよい。襟首まであるものは認められない。学生服やセーラー服の襟元や袖口から見えないように着る。）

ジャージは、学生服の下に、セーラー服は上に、ファスナーを上げてきちんと着る。

- (2) ブレザーを制服としている場合は、下にセーター、カーディガン、ベストのいずれかを着用してもよい。（色は、黒、紺、グレーとし、トレーナー、パーカーは不可とする。）

- (3) スカートの下にタイツの着用を認める。（色は、柄なしの黒または紺で、80デニール以上のもの。冬場の寒い時期に認める。）

8 ジャージ、体操シャツ、ハーフパンツの着用について

- (1) ジャージ、体操シャツ、ハーフパンツは、学校指定のものとする。

- (2) 授業や清掃、行事、作業等での着用は、教員の指示による。

9 清掃時は、体操シャツ、ポロシャツ（半袖、長袖）ハーフパンツ、ジャージのいずれかを着用して行う。

Ⅲ 校内生活について

1 基本的な生活について

- (1) 時間厳守（3分前入室、2分前着席、1分前黙想）
- (2) 持ち物には全て記名をする。
- (3) 各自が出したゴミは基本的には全て持ち帰る。
- (4) トイレの使用については自分の学年、階のトイレを利用する。
- (5) 正面玄関から校舎内へ出入りしない。
- (6) 他学年の校舎、階や他の教室への出入りはしない。
- (7) グラウンド以外（中庭、裏庭、駐車場付近、プール付近）でボールを使用しない。また、使ったボールは必ず返却する。
- (8) 集金等は必ず朝提出する。また、やむを得ず持ってきた貴重品も同様である。
- (9) 下記のような学校の学習活動に関係のない不要物は、一切持ってきてはいけない。
 - ① スマートフォン、ゲーム類、漫画、ガム・アメなどの飲食物（登下校時含む）
 - ② 化粧品、アクセサリ類。ただし、制汗スプレー・シート、日焼け止め、リップクリーム（無色）は認めるが無臭のものとし、人前では使用しないなどの最低限度のマナーを守る。また、くしも同様に授業中使用しないなどマナーを守って使用する。
 - ③ 上記以外で健康上必要なものについては許可を得ること。
 - ④ その他、学習に必要ないもの。

2 学習関係について

- (1) 授業について
 - ① 他者の学習を妨げない。
 - ② 原則として制服で受ける。
（体育祭練習時の体操服、冬期等の防寒用としてのジャージの着用は認める。）
 - ③ 家庭学習に必要なものは持って帰る。
 - ④ 授業を欠課して保健室を利用する場合は、担任または、授業担当の先生に必ず連絡をしてカードを受け取り、保健室で渡す。なお、利用は登校して最初の校時と最終校時を除く1時間、1回を限度とする。
- (2) テストについて
 - ① 机の中をからにして、カバン類はすべて教室の後ろまたは廊下等に整頓して置く。
 - ② 別の教室でテストを受けることについては、テスト期間中に、保護者から電話で連絡があり、特別な事情が認められた場合のみ許可する。

3 体育関係について

- (1) 服装関係
 - ① 体操シャツについて … シャツの裾をハーフパンツ、ジャージの外に出したり、袖を

引き延ばしたりするなどのだらしない着方をしない。

- ② ジャージについて … 体育担当者より許可があってから着用する。ファスナーをきちんと止め、だらしない着方をしない。

(2) 体育館使用について

- ① 使用するときは、許可を得て使用する。
 - ② 控室、ステージは立ち入り禁止（機械、器具類に勝手にさわらないこと）
- (3) 体育を見学する場合は、中学生生活の連絡欄等に保護者に記入・捺印してもらい、授業担当の先生に届け出る。

4 部活動について

- (1) 練習に遅刻、欠席するときは、直接顧問の先生に届ける。
- (2) 部室の使用について
 - ① 部活動以外の目的に使用しない（部活以外の更衣、飲食、私物を置くこと等）。
 - ② 施錠を確実にし、鍵は定位置に戻すこと。
 - ③ 清潔にすること（定期的な大掃除を実施する）。
- (3) 休日に部活動等がある場合、登下校については平常時の心得を守る。ただし、服装については、体操服、ジャージまたは部活動指定の服装でもよい。

IV 校外生活について

- (1) 次のような非・反社会的行為や触法行為については絶対にしない。
 - 【触法行為】 … 火（火薬含む）遊び、線路内立ち入り、刃物所持、賭け事、薬物乱用、窃盗（万引き、自転車盗等）、喫煙、飲酒、暴力行為、無免許運転等
 - 【危険な遊びや好ましくない行為】 … 路上での遊び（ローラースケート、スケートボード等）、火遊び、電線近くの風揚げ、公共物の破損・落書き、性非行、迷惑行為、保護者同伴でない遊技場施設（ゲームセンター、ボウリング場、カラオケ、インターネットカフェ等）への出入り
- (2) 自転車の無灯火、二人乗り、並進、不整備運転をしない。また、交通ルール・マナーを守る。
- (3) 校区内外とも服装に規定はないが、中学生らしく華美にならないようにする。
- (4) 学校に来る際には必ず制服もしくは体操服とする。
- (5) 日没後の外出は、原則として保護者同伴とする。
- (6) アルバイトは原則として禁止であるが、新聞配達などは保護者の承諾を得て、事前に学校に届け出て許可を受ける。
- (7) キャンプなどの活動は、保護者またはそれに準ずる責任者の同伴を必要とする。

- (8) 保護者同伴以外の外泊は禁止。

V その他

1 平田小学校の訪問について

- (1) 訪問するときは、マナーを守り、小学校の先生や地域の方々の指示には素直に従う。用具等を使用する場合には、必ず許可を得、使用後はもとの状態に戻しておくこと。
- (2) 母校であるが、できるだけ小学校では遊ばないようにする。
(小学生の遊び場を奪い、体格、体力の違いがあり、危険である)
- (3) 夜間の訪問は一切してはいけない。

2 他校への訪問について

- (1) 特別な用事がないかぎり、他の学校への訪問はしない。
- (2) 訪問した際にも、その学校の先生などから指示があったときには素直に従う。